

1-(1)-② 岐阜市結婚新生活支援事業について

1. 事業の目的

- コロナ禍により結婚を躊躇するカップルも見受けられる
- 経済的負担の軽減、結婚を躊躇するカップルの背中を後押しする
⇒ 少子化対策及び本市への定住化を図る
 - 新年度から本事業の実施を予定していたものを**実施時期の前倒し**事業スキームは、
 - 国の**地域少子化対策重点推進交付金**制度を活用

2. 事業の概要

- ・ 事業の対象者に**該当するカップル**に、以下の補助対象経費についての**補助金を支給**
→ **上限額を 30 万円**
- ・ 補助対象経費は、
 - ① 住宅の購入費用（建物のみ）
 - ② 新居の住居費（賃料 3 ヶ月分、敷金、礼金、共益費 3 ヶ月分、仲介手数料ほか）
 - ③ 引っ越し費用（引っ越し業者への支払いに要した費用）
- ・ 事業の対象者は、**令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までに婚姻届を提出、受理された世帯**で、以下の要件を**すべて満たす世帯**（国の地域少子化対策重点推進交付金制度に準ずる）
 - ① 夫婦の**令和元年中における所得合算額が 340 万円未満**であること
 - ② 夫婦ともに**婚姻時における年齢が 34 歳以下**であること
 - ③ 補助金の交付を受けた日から**2 年以上岐阜市に居住する意思があること**
 - ④ 岐阜市中心市街地新築住宅取得助成事業による**住宅取得購入助成を受けていないこと**
 - ⑤ 市税の**滞納がないこと**
- ・ 申請受付期間（予定）
→ 令和 2 年 9 月 1 日（火）～令和 3 年 3 月 15 日（月）

3. 補正予算額

⇒ 30,109 千円

（内訳）

- ・ 負担金、補助及び交付金 @300,000×100 件 30,000 千円
- ・ 消耗品費 周知用チラシ等 109 千円